

【諮問（個人）第137号・138号】

23川情個第34号
平成23年12月12日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 鈴木 庸夫

保有個人情報開示請求に対する拒否処分及び全部承諾処分に関する
異議申立てについて（答申）

平成22年5月11日付け22川総声第109号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に係る拒否処分及び全部承諾処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1)別紙異議申立て対象公文書1 (1) 及び(2)、2 (1) 及び(2)、3、4並びに5 (2) に対し、実施機関川崎市長が行った拒否処分は妥当である(当審査会諮問(個人)第137号事件)。
- (2)別紙異議申立て対象公文書5 (1) 及び6 に対し、実施機関川崎市長が行った全部承諾処分は妥当である(当審査会諮問(個人)第138号事件)。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、〇〇〇〇の法定代理人として平成22年1月12日付けで、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対して「①川崎市長が平成21年1月22日付内容証明による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて。②川崎市長が平成21年1月21日付手紙(平成21年1月23日配達記録)による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて。③川崎市長が平成21年3月2日付手紙による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて。④平成21年9月24日付(21川総声第478号)において開示された書面において『「所管局が対応するように」という市長の指示を受けて教育委員会事務局へ伝えました』という記載があるが、この指示を出した日時、方法、指示を出した担当者およびこの指示を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名、その根拠となる記録すべて。⑤後日送付された書面において、『3月3日に再度頂いた要望書については教育委員会に送付し対応を依頼しました』とあるが、この依頼を出した日時、依頼を出した担当者およびこの依頼を受けた教育委員会の担当者の氏名、その根拠となる記録すべて。⑥〇〇家と貴庁におけるやり取り(電話・メール含む)について記録されているものすべて。⑦川崎市教育委員会、〇〇区教育担当、川崎市総務局との間でやり取りされた文書(電磁記録・録音などを含むすべて)の移動の記録すべて。」という内容の保有個人情報の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、平成22年1月29日付けで、本件請求のうち、上記①中の「日時」の記録(別紙異議申立て対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)1 (1))、「対応指示先の部署名および対応責任者氏名」の記録(本件対象公文書1 (2))、上記②中の「日時」の記録(本件対象公文書2 (1))、「対応指示先の部署名および対応責任者氏名」の記録(本件対象公文書2 (2))、上記③の記録(本件対象公文書3)、上記④の記録(本件対象公文書4)、上記⑤中の「依頼を出した担当者およびこの依頼を受けた教育委員会の担当者の氏名」の記録(本件対象公文書5 (2))について、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行った。
- (3) また、同日付けで、本件請求のうち、上記①中の「対応内容」の記録、上記②

中の「対応内容」の記録、上記⑦の記録について全部承諾処分を、上記⑤中の「日時」の記録については全部承諾処分（本件対象公文書5（1））及び一部承諾処分を、上記⑥の記録についても同様に全部承諾処分（本件対象公文書6）及び一部承諾処分を行った。

- (4) 異議申立人は、平成22年4月14日付けで、文書不存在による開示請求拒否処分の理由が「文書を作成していないため」及び「廃棄済みのため」となっているが、それぞれの明確な理由の説明を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第137号事件）。
- (5) また、同日付けで、本件請求のうち、上記⑤中の「日時」の記録に係る全部承諾処分について、「以前開示された文書と内容が違う」として、上記⑥の全部承諾処分については、「他にも文書があるはずだ」として異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第138号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年4月14日付け異議申立書、平成22年8月11日付け意見書及び平成23年7月11日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。

(1) 諮問（個人）第137号関係

ア 文書不存在による拒否処分の理由として、「作成していないため」とされている文書については、どのような基準で作成するかしないかの判断を下しているのか。なぜ、作成する必要がないのか、その判断基準も含めて明確に理由の説明を求める。また、「広聴責任者は総務部庶務課長でした」との補足説明があったが、対応責任者氏名の開示を求めているため、氏名の公表を求める。

イ 文書不存在による拒否処分の理由として、「廃棄済みのため」とされている文書については、文書の保存期限はあるのか。保存期間5年というものもあれば、一方ですぐに廃棄されているものもあるが、その線引きはどこなのか。廃棄したことについての記録はあるのか。明確な説明を求める。

ウ 川崎市公文書管理規程に公文書の作成や保存期間について定められているとあるが、開示請求をした書面のうち、具体的にどの書面がどのように定められているかの説明が必要である。

エ 市長が「市長への手紙」を読んだ日時の記録がないということは、何月何日に読んだのかわからないということなのか。公人である川崎市長の行動や業務内容は何らかの形で記録されているのではないか。

(2) 諮問（個人）第138号関係

ア 本件対象公文書5（1）の書面は平成21年11月に実施機関から送付されたものと同じの書面であると思われるが、今回開示された書面には左上にメモがあるのに対し、前回の書面にはメモがない。なぜこのような差異が生じるのか説明を求める。同様の対応によって開示不足となっている書面が他にも存在するのではないか。

イ 本件対象公文書6について、開示されたのはメールの記録のみである。過去に問い合わせをした際の電話の記録もあるはずである。川崎市公文書管理規程には「重要と認められるものは電話来訪応接書に記録する」とあるが、何が重要で何が重要でないかの判断はどのように下しているのか。

ウ 「市長への手紙は反映システムを利用しているため電話来訪応接書を作成する必要がないものと判断している」とあるが、それはあくまで市民意見反映システム（以下「反映システム」という。）に記録が残っている場合にのみ通用する考え方である。

4 実施機関の主張要旨

平成22年7月1日付け処分理由説明書並びに平成23年3月11日及び平成23年5月9日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

(1) 諮問（個人）第137号関係

ア 「市長への手紙」の「対応指示先の部署名及び対応責任者氏名の記録」については公文書を作成していないため、文書不存在による拒否処分を行った。これは、「市長への手紙」業務は反映システムを使用して作業を行うため、当該システムへ必要事項を入力することによって受付とされ、「川崎市市長への手紙実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「川崎市市長への手紙処理要領」（以下「処理要領」という。）に基づき、関係所管課が所掌事務を適正に行うというルールの中で業務が処理される。なお、実施要綱第7条に事務処理の所管が定められており、同条第3項に「処理責任者は、各局室区広報広聴主管をもって充てる。」と規定している。補足説明として、担当所管名称を情報提供したが、氏名を記載した公文書は存在しない。

イ 「市長への手紙」を市長が読んだ「日時」の記録について、「日にち」を記した文書は廃棄したため、また、「時間」を記した文書は作成していないため、文書不存在による拒否処分を行った。廃棄の基準は川崎市公文書管理規程において、文書の内容により保存期間が定められている。

「市長への手紙」を市長閲覧に供する際は、閲覧用のコピーを作成し、そのコピーに処理要領第4条で規定された「表紙」をつけて閲覧を行う。「表紙」には閲覧を行った年月日の記載があるが、当該コピー及び表紙は閲覧終了後に廃棄する。速やかに廃棄する理由は個人情報情報を二重に保有することになるからである。

ウ 「市長への手紙」業務は、市長が閲覧し指示した内容が重要であり、当該手紙の閲覧日時は業務には必要性がないことから、閲覧の際に添付している「表紙」については保存が必要な文書とはしていない。

エ 「市長への手紙」としてすでに回答したものについて、再度同様の内容で投書されたものは、処理要領に基づき、「市長への手紙」として受付処理をしていない。

(2) 諮問（個人）第138号関係

ア 本件対象公文書5（1）の書面は同様の文書を平成21年11月にも開示しているが、その際には回覧用紙は対象公文書に含まれないものと考えていた。しかしながら、本件請求において判断を行った時点においては、回覧用紙も対象公文書に含めるべきと考えたため差異が生じた。

イ 本件対象公文書6に係る全部承諾処分に対して、電話の記録もあるはずとの主張であるが、「市長への手紙」は反映システムを使用し所管課と連絡することになっており、電話来訪応接書を作成する必要がないものと判断しているため電話の記録は存在しない。電話を受けた際にメモを作成したとしても、その案件について処理が終了すればメモは廃棄する。なお、保存が必要だと判断したものは反映システムのメモ欄に記載するが、本件についてはメモ欄の記載はなかった。

5 審査会の判断

(1) 当審査会諮問（個人）第137号事件及び第138号事件は、いずれも異議申立人が平成22年1月12日付けで行った保有個人情報開示請求に対する処分に関するものであり、対象公文書に共通性・関連性があることから、併合して審理する。

(2) 異議申立ての対象となっている処分

ア 異議申立人は、本件対象公文書1（1）及び（2）、2（1）及び（2）、3、4並びに5（2）について、実施機関がいずれも「文書不存在」を理由に開示を拒否したことに対し、処分の取消しを求めている（当審査会諮問（個人）第137号事件）。

イ また、異議申立人は、本件対象公文書5（1）及び6について、実施機関が行った全部承諾処分に対し、「他にも公文書が存在するはずである」として、処分の取消しを求めている（当審査会諮問（個人）第138号事件）。

ウ そこで、本件対象公文書1（1）及び（2）、2（1）及び（2）、3、4並びに5（2）が存在するか否か、また、本件対象公文書5（1）及び6の開示公文書の他にも公文書が存在するか否かについて、以下、検討する。

(3) 本件対象公文書1（1）及び2（1）について

ア 異議申立人は、本件対象公文書1（1）及び2（1）として、平成21年1月22日付け内容証明郵便による「市長への手紙」及び平成21年1月21日付け手紙による「市長への手紙」について、市長が読んだ日時の記録を開示するよう求めている。

イ ところで、「市長への手紙」は、実施要綱及び処理要領に基づいて処理等が行われている。すなわち、「市長への手紙」は、反映システムへの入力をもって受け付け、受け付けた「市長への手紙」は、「表紙」（処理要領の第3号様式）を付けて市長の閲覧に供し、市長の指示を受ける。そして、市長の指示は、口頭及び反映システムを用いて、速やかに当該手紙の内容に係る事務等を所管する局・室・区（以下「所管局」という。）に伝えることになる（処理要領第3条第1項、第4条第1項及び第2項）。

上記反映システムには、市長が手紙を読んだ日時を記録していないが、上記「表紙」には、閲覧日を記載する欄がある（但し、時間を記載する欄はない）。

そこで、川崎市長が「市長への手紙」を閲覧した日を記録した文書として、上記「表紙」が考えられることから、平成21年1月22日付け内容証明郵便による「市長への手紙」及び平成21年1月21日付け手紙による「市長への手紙」について、川崎市長が閲覧した際の「表紙」（以下「本件『表紙』」という。）が、存在するか否かについて検討する。

ウ この点、実施機関は、本件「表紙」をいずれも平成21年4月に廃棄しており、存在しないという。

また、廃棄した理由について、「市長への手紙」は、様々なサイズの用紙に書かれているため、便宜的にA4サイズにそろえてコピーを作成し、このコピーに「表紙」を付けて市長の閲覧に供しているのであって、市長の指示は、手紙の原本に記載して保存しており、「表紙」自体は重要でなく、川崎市公文書管理規則及び川崎市公文書管理規程で保存すべきとされている文書に直ちには該当しないとする。そして、むしろ原本に加えて閲覧用のコピーを保存することは、個人情報情報を二重に保有することになるため、個人情報保護の観点から、「表紙」を付けた閲覧用コピーを速やかに廃棄する運用を行っており、上記取扱いに従って、本件「表紙」も廃棄したという。

上記実施機関の説明は、合理性があり、これを覆す事実もうかがわれないことから、本件「表紙」は、平成21年4月には廃棄されて、存在しないと考えられる。

エ したがって、実施機関が、本件対象公文書1（1）及び2（1）について、いずれも文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

なお、「市長への手紙」を送付した市民にとって、いつ市長に手紙が読まれたのかについて、知りたいと思うことは十分ありうる。したがって、今後の運用として、市長の閲覧用に供した「市長への手紙」のコピー自体は直ちに廃棄するのが適切であるとしても、「市長への手紙」がいつ市長に読まれたのかを記録上残るよう「表紙」を保存する運用に変更するのが望ましいと考える。

（4）本件対象公文書1（2）及び2（2）について

ア 異議申立人は、本件対象公文書1（2）及び2（2）として、平成21年1月22日付け内容証明郵便による「市長への手紙」及び平成21年1月21日付け手紙による「市長への手紙」について、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名の記録を開示するよう求めている。

これに対し、実施機関は、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名を記載した公文書を作成する必要がなく、実際に作成していないため、本件対象公文書1（2）及び2（2）は存在しないとする。

そこで、本件対象公文書1（2）及び2（2）が存在するか否かについて検討する。

イ この点、実施要綱によると、所管局は、「市長への手紙」に関する事務処理責任者（以下「処理責任者」という。）を置き、処理責任者は、「各局室区広報広聴主管をもって充てる」と定められている（同要綱第7条第2項及び第3項）。したがって、当該「市長への手紙」の所管局が特定されれば、処理責任者が当然に定まる。

そして、処理要領によると、総務局市民情報室市民の声担当（以下「市民の声担当」という。）は、回答文の作成又は対応を依頼するため、当該「市長への手紙」の内容に係る所管局の処理責任者に対し、反映システムを用いて手紙の写しを送付することになっているところ（処理要領第5条）、反映システムには、所管局のみを記載し、処理責任者の氏名及び部署名の記載を行っていないが、前述のとおり、所管局が特定されれば、当該処理責任者は定まるので不都合はないと考えられる。

ウ そこで、平成21年1月22日付け内容証明郵便による「市長への手紙」及び平成21年1月21日付け手紙による「市長への手紙」について検討するに、いずれも所管局が「教育委員会事務局」であり、反映システムにも、その旨が記載されている。とすると、本件「市長への手紙」の処理責任者は、実施要綱第7条第3項に基づき、教育委員会事務局の「広報広聴主管」と定まることから（なお、本件「広報広聴主管」は「総務部庶務課長」である。）、上記所管局が「教育委員会事務局」である旨の記載に加えて、当該処理責任者の氏名及び部署名を記載した公文書を作成しなくとも不都合はないと考えられる。

したがって、本件について、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名を記載した公文書を作成する必要がなく、実際に作成していないとの実施機関の説明は、合理性があり、これを覆す事実もうかがわれないことから、本件対象公文書1（2）及び2（2）は、存在しないと考えられる。

エ 以上から、実施機関が、本件対象公文書1（2）及び2（2）について、いずれも文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

（5）本件対象公文書3について

ア 異議申立人は、本件対象公文書3として、平成21年3月2日付け手紙による「市長への手紙」を川崎市長が読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名、その根拠となる記録の開示を求めている。

これに対し、実施機関は、平成21年3月2日付け手紙について、処理要領第3条第2項第3号に基づき、「市長への手紙」として受付処理を行わず、本件対象公文書3は存在しないとする。

そこで、平成21年3月2日付け手紙が、処理要領第3条第2項第3号に該当するの否かについて検討する。

イ 「市長への手紙」の受付処理に関し、実施要綱第3条第1項ただし書は、「同要綱第1条に定める目的にそぐわないものについては、受付処理を行わない」とする。そして、この「市長への手紙」として受付処理を行わないものの一つとして、処理要領第3条第2項第3号は、「すでに回答したものに

ついて再度同様の内容で投書されたもの」を掲げる。

ウ そこで、平成21年3月2日付け手紙を検討するに、同手紙には、「すでに平成21年1月22日付け内容証明郵便による『市長への手紙』に対し、市長より回答を得たものの、再度、要望する」という内容が記載されている。とすると、平成21年3月2日付け手紙は、処理要領第3条第2項第3号の「すでに回答したものについて再度同様の内容で投書されたもの」に該当する。

したがって、実施機関は、平成21年3月2日付け手紙について、処理要領第3条第2項第3号により、「市長への手紙」として受付処理を行っておらず、本件対象公文書3は、存在しないと考えられる。

エ 以上から、実施機関が、本件対象公文書3について、文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

(6) 本件対象公文書4について

ア 異議申立人は、本件対象公文書4として、平成21年9月24日付けで開示された書面において、平成21年1月23日配達記録による手紙（平成21年1月21日付け手紙）について、「市長の指示を受けて教育委員会事務局に伝えた」という記載があるが、この指示を出した日時、方法、指示を出した担当者及びこの指示を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名、その根拠となる記録を開示するよう求めている。

これに対し、実施機関は、所管局には反映システムにより伝えたのであり、本件対象公文書4は存在しないとする。

イ この点、前述のとおり、市長の指示は、口頭及び反映システムを用いて速やかに所管局に伝えられ、市民の声担当は、回答文の作成又は対応を依頼するため、当該「市長への手紙」の所管局の処理責任者に対し、反映システムを用いて手紙の写しを送付する（処理要領第4条第2項、第5条）。また、当該「市長への手紙」の所管局が特定されれば、実施要綱第7条第3項により、処理責任者は、当該「各局室区広報広聴主管」であると当然に定まることも、前述のとおりである。

ウ そこで、本件を検討するに、平成21年1月23日配達記録による手紙（平成21年1月21日付け手紙）である「市長への手紙」について、市民の声担当が、所管局である教育委員会事務局に対し、処理要領に基づき、市長からの指示を反映システムにより伝えたと考えられる。その際、当該市民の声担当が、当該反映システムの処理を行った日時、方法、当該担当者の氏名を公文書にしなくとも不都合はないと考えられる。また、本件所管局「教育委員会事務局」の処理責任者は、実施要綱第7条第3項に基づき、教育委員会事務局の「広報広聴主管」と定まることから（なお、本件「広報広聴主管」は「総務部庶務課長」である。）、本件対応依頼を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名を公文書にしなくとも不都合はないと考えられる。

したがって、所管局である教育委員会事務局に反映システムにより伝えたとの実施機関の説明、並びに、市民の声担当から市長の指示を出した日時、方法、指示を出した担当者及びこの指示を受けた教育委員会事務局の担当者

の氏名を記載した公文書は存在しないとの実施機関の説明は、いずれも合理性があり、これを覆す事実もうかがわれなことから、本件対象公文書4は、存在しないと考えられる。

エ 以上から、実施機関が、本件対象公文書4について、文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

(7) 本件対象公文書5(2)について

ア 異議申立人は、本件対象公文書5(2)として、後日送付された書面において「3月3日に再度いただいた要望書(平成21年3月2日付け手紙)については教育委員会に送付し対応を依頼した」という記載があるが、この依頼を出した担当者及びこの依頼を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名、その根拠となる記録の開示を求めている。

これに対し、実施機関は、上記を記載した公文書は作成しておらず、本件対象公文書5(2)は存在しないとする。

そこで、本件対象公文書5(2)が存在するか否かについて検討する

イ この点、前述のとおり、処理要領第3条第2項第3号は、「すでに回答したものについて再度同様の内容で投書されたもの」は「市長への手紙」として受付処理を行わないとする。そして、処理要領第15条は、「回答に対する再意見や再質問は、継続案件として取り扱い、初回の市長指示に従って所管局が直接対応する」と定めている。

また、市長への手紙に関する総括的事務処理は、実施要綱第7条第1項により、市民の声担当が所管することになっている。加えて、当該「市長への手紙」の所管局が特定されれば、実施要綱第7条第3項により、処理責任者は、当該「各局室区広報広聴主管」であると当然に定まることも、前述のとおりである。

ウ そこで、本件の平成21年3月3日に実施機関が受け取った再度の要望書(平成21年3月2日付け手紙)について検討するに、前述のとおり、平成21年1月22日付け内容証明郵便による「市長への手紙」に対する再度の要望書である。とすると、処理要領第3条第2項第3号に基づき、「市長への手紙」として受付処理を行わず、処理要領第15条により、継続案件として、初回の市長指示に従って所管局である教育委員会事務局が直接対応することになる。

また、本件再度の要望書(平成21年3月2日付け手紙)について、市民の声担当が、実施要綱第7条第1項に基づいて、教育委員会に送付し対応を依頼することになり、当該依頼を行った担当者の氏名を公文書にしなくとも不都合はない。さらに、本件教育委員会事務局の処理責任者は、実施要綱第7条第3項に基づき、教育委員会事務局の「広報広聴主管」と定まることから(なお、本件「広報広聴主管」は「総務部庶務課長」である。)、本件再度の要望書の対応依頼を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名についても、公文書にしなくとも不都合はないと考えられる。

したがって、本件再度の要望書(平成21年3月2日付け手紙)について、

教育委員会に送付し対応を依頼した担当者及びこの依頼を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名を記載した公文書は存在しないとの実施機関の説明は、合理性があり、これを覆す事実もうかがわれないことから、本件対象公文書5（2）は、存在しないと考えられる。

エ 以上から、実施機関が、本件対象公文書5（2）について、文書不存在を理由に拒否処分としたことは、妥当である。

（8）本件対象公文書5（1）について

ア 実施機関は、本件対象公文書5（1）として、平成21年3月3日に受け取った再度の要望書（平成21年3月2日付け手紙）を教育委員会に送付し対応を依頼した日時の記録のうち、全部承諾処分として、平成21年3月2日付け手紙を開示した。

これに対し、異議申立人は、以前、実施機関から上記手紙の開示を受けたときには、回覧用紙部分は開示されていなかったが、今回、開示された際には、回覧用紙部分が開示されており、差異が生じた理由を求め、処分の取消しを求めている。

イ この点、実施機関は、以前、異議申立人が行った保有個人情報開示請求の際には、平成21年3月2日付け手紙に添付された回覧用紙部分が対象公文書に入らないと考えていたが、今回、あらためて異議申立人が行った保有個人情報開示請求に対し、慎重に検討した結果、本件については、上記回覧用紙部分が対象公文書に含まれ、開示するのが適正であると判断し、開示したという。

上記実施機関の説明は、合理性があり、これを覆す事実もうかがわれない。

ウ したがって、実施機関が、本件対象公文書5（1）として行った全部承諾処分は、妥当である。

（9）本件対象公文書6について

ア 異議申立人は、本件対象公文書6として、「〇〇家と貴庁とのやりとり」、すなわち、本件では「異議申立人と川崎市役所総務局とのやりとり」の記録のうち、実施機関が全部承諾処分として開示した文書の他にも、電話の記録があるとして、処分の取消しを求めている。

そこで、上記電話の記録の存否について検討する。

イ この点、川崎市公文書管理規程第22条において「電話又は口頭による照会、回答、報告等で重要と認められるものは、電話来訪応接書にその要領を記してこの章の規定に準じて処理しなければならない」と規定する。

そこで、本件について検討するに、「市長への手紙」の処理は、反映システムを通じて行うことになっていることから（処理要領第4条第2項等）、本件「市長への手紙」に関し、異議申立人と電話のやりとりを行った市民の声担当も、保存が必要な事項については、反映システムのメモ欄に記載する扱いをとっていたという。そして、本件電話のやりとりについて、反映システムのメモ欄に記載すべき事項はなかったのであり、さらに当該反映システムとは別に、電話来訪応接書等の公文書を作成する必要もなく、実際に作成

していないと説明する。

上記実施機関の説明は、合理性があり、これを覆す事実はうかがわれず、電話を記録した公文書は存在しないと考えられる。

ウ したがって、実施機関が、本件対象公文書6として行った全部承諾処分は、妥当である。

(10) 結論

以上から、本件対象公文書1（1）及び（2）、2（1）及び（2）、3、4並びに5（2）に対し、実施機関が行った拒否処分は妥当である。

また、本件対象公文書5（1）及び6に対し、実施機関が行った全部承諾処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子
委員 鈴 木 庸 夫
委員 人 見 剛
委員 葭 葉 裕 子

(別紙)

諮問（個人）第137号・第138号の異議申立て対象公文書

| | 開示請求文書 | 異議申立て対象公文書 | |
|---|---|------------|--|
| 1 | 川崎市長が平成21年1月22日付内容証明による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて | (1) | 左記1中の「日時」の記録 |
| | | (2) | 左記1中の「対応指示先の部署名および対応責任者氏名」の記録 |
| 2 | 川崎市長が平成21年1月21日付手紙（平成21年1月23日配達記録）による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて | (1) | 左記2中の「日時」の記録 |
| | | (2) | 左記2中の「対応指示先の部署名および対応責任者氏名」の記録 |
| 3 | 川崎市長が平成21年3月2日付手紙による「市長への手紙」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名および対応責任者氏名、その根拠となる記録すべて | 同左 | |
| 4 | 平成21年9月24日付（21川総声第478号）において開示された書面において「『所管局が対応するように』という市長の指示を受けて教育委員会事務局へ伝えました」という記載があるが、この指示を出した日時、方法、指示を出した担当者およびこの指示を受けた教育委員会事務局の担当者の氏名、その根拠となる記録すべて | 同左 | |
| 5 | 後日送付された書面において、「3月3日に再度頂いた要望書については教育委員会に送付し対応を依頼しました」とあるが、この依頼を出した日時、依頼を出した担当者およびこの依頼を受けた教育委員会の担当者の氏名、その根拠となる記録すべて | (1) | 左記5中の「日時」の記録の中の「全部承諾した文書」 |
| | | (2) | 左記5中の「依頼を出した担当者およびこの依頼を受けた教育委員会の担当者の氏名、その根拠となる記録すべて」 |

| | | |
|---|---|-----------------|
| 6 | 〇〇家と貴庁におけるやりとり (電話・メール含む) について記 録されているものすべて | 同左の中の「全部承諾した文書」 |
|---|---|-----------------|